身体障害者診断書・意見書(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害 13 歳以上用) 総括表

氏 名		年	月	日生	男	女
住所						
① 障害名(部位を明記)						
	通、労災、 <sup>-</sup> 災、自然災害	- ,— .				)
③ 疾病・外傷発生年月日 年 月	日・場	所				
④ 参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所	所見を含む。	)				
障害固定又	は障害確定	(推定)	年	月	日	
⑤ 総合所見						
		<ul><li> 将来再詞</li><li> 再認定</li></ul>		要•		〕 月〕
⑥ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 系	斗 医師氏	氏名				
身体障害者福祉法第 15 条第 3 項の意見 [障害程度等級 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害		参考意見を	·記入]			
・該当する。 ・該当しない。	級相当)					
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば「機能障害等を記入し、原因となった疾病には、等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、長野県社会福祉	緑内障、分	七天性難聴、	. 脳卒	中、僧帽	弁膜	狭窄

問い合わせする場合があります。

# ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見(13歳以上用)

1	H	I V	感染確認	日及	びそ	の確認方法	:
_	111	L V		-		Y2 月田 かいフノール	٠.

HIV感染を確認した日 年 月 日

(2) については、いずれか一つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

				検	查	法	検	查	:	目	検	査		結	果
半	定	結	果					年	月	日	陽	性	`	陰	性

注1 酸素抗体法(ELISA)、粒子凝縮法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等の うち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検	査	名	検	查		日	検	查		結	果
抗体確認検査の結果					年	月	日	陽	性	`	陰	性
HIV病原検査の結果					年	月	日	陽	性	`	陰	性

注2「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。

注3「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

## 2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注4「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エ イズ動向委員会、1999) に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため
介助なしでの日常生活

不 能 • 可 能

CD4陽性Tリンパ球数 ( /μl)

検	查		日	検	查	値
	年	月	日			/µl
	年	月	日			/µl

平	均	値
		/µl

注5 左欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄には、 その平均値を記載すること。

# 4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

#### (1) 検査所見

検	垄	Ĕ	日	年	月	日	年	月	日
白	ш.	球	数			/µl			/µl
検	查	Ē	日	年	月	日	年	月	日
	Нb	量				g/dl			g/dl
検	查	Ĕ	日	年	月	日	年	月	日
<u>ш</u> .	小	板	数			/µl			/µl
検	查	Ĕ	日	年	月	日	年	月	日
	HIV-	RNA量				copy/ml			copy/ml

注6 4週間以上の間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記入すること

検査所見の該当数 [ 個] …… ①

#### (2) 日常生活活動制限の状況

以下の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及 び易疲労が月に7日以上ある	有・無
健常時に比し10%以上の体重減少がある	有 · 無
月に7日以上の不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く	有 · 無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある	有 · 無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上の嘔気が月に7日以上ある	有・無
「身体障害認定基準」6 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能 障害(1)のアの j に示す日和見感染症の既往がある	有・無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である	有 · 無
軽作業を超える作業の回避が必要である	有 · 無
日常生活活動制限の数 [ 個]	②

- 注7 「日常生活活動制限の数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載する。
- 注8 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期にわたる密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

## (3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不 能 • 可 能
CD4陽性Tリンパ球数の平均値(/μl)	/μ
検査所見の該当数 (①)	個
日常生活活動制限の数(②)	個